

練馬区建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第10条第1項および第2項に規定する区長が耐震関係規定の適合性を判定する知識と能力を有すると認めた者および練馬区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第4条に規定する区長が適切であると認める者を定める要領

平成30年2月1日  
29練都建第800号

練馬区建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成12年3月練馬区規則第40号）第10条第1項および第2項に規定する区長が耐震関係規定の適合性を判定する知識と能力を有すると認めた者は別表第1に掲げる者とし、練馬区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成29年7月練馬区規則第58号）第4条に規定する区長が適切であると認める者は別表第2に掲げる者とする。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 1

名称
公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
一般財団法人日本建築防災協会
一般社団法人建築研究振興協会
一般社団法人東京都建築士事務所協会
一般財団法人ベターリビング
一般社団法人構造調査コンサルティング協会
日本 E R I 株式会社
株式会社東京建築検査機構
一般財団法人建築保全センター
一般社団法人日本建築構造技術者協会
特定非営利活動法人耐震総合安全機構
一般財団法人日本建築センター
株式会社都市居住評価センター
株式会社確認サービス
アウェイ建築評価ネット株式会社
ビューローベリタスジャパン株式会社
ハウスプラス確認検査株式会社
公益社団法人ロングライフビル推進協会
日本建築検査協会株式会社
株式会社グッドアイズ建築検査機構

別表第 2

名称
一般社団法人建築研究振興協会
公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
一般社団法人構造調査コンサルティング協会
日本 E R I 株式会社
一般社団法人日本建築構造技術者協会
一般財団法人日本建築センター
株式会社都市居住評価センター
株式会社確認サービス
アウェイ建築評価ネット株式会社
ビューローベリタスジャパン株式会社
日本建築検査協会株式会社
株式会社グッドアイズ建築検査機構
一般財団法人ベターリビング